

加古川市老人保護措置費の支弁に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第21条（第1号及び第1号の2を除く。）の規定に基づき市が支弁する法第11条の規定による措置に要する費用（以下「措置費」という。）の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(措置費算定の基準)

第2条 措置費については、次の各号に掲げる通知を参考とし、実情に応じ、適正な水準となるよう、次条以下の規定により算定するものとする。

(1) 老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について
(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)
(以下「措置指針」という。)

(2) 老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について（平成18年1月24日老発第0124003号厚生労働省老健局長通知）（以下「加算通知」という。）

2 市外に所在する養護老人ホームの措置費については、所在市町村の長が算定した金額に基づいて支払うものとする。

(養護老人ホームの措置費)

第3条 法第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの措置に係る措置費は事務費と生活費の合算額とし、次項及び第3項により各月初日の入所者1人当たりの措置費の月額単価を決定し、対象者を認定するものとする。

2 事務費は、次の各号に掲げる一般事務費及び特別事務費の合算額とする。

(1) 一般事務費は、別表に掲げる額とする。

(2) 特別事務費は、次に掲げる加算等のうち、該当するものについて合算した額とする。月の中途において新たに措置を開始する場合において、当該新たに措置する入所者が加算対象であるときは、当該措置の開始時に加算認定を行うものとする。

ア 障害者等加算 毎年4月1日現在において、入所者のうち、要支援及び要介護非該当者で、アルコール依存症者又は知的障害者等の継続的な援護が必要と認められる者が、要支援及び要介護該当者を除く入所定員の30%以上入所している養護老人ホームを加算対象として認定する施設とし、対象となる入所者1人につき月額14,950円とする。

イ 夜勤体制加算 毎年4月1日現在において、障害者等加算を受けている養護老人ホーム又は要介護認定を受けた者が入所定員の30%以上入

所する養護老人ホームで、加算対象として認定する施設の加算年額単価は、5,306,000円を特定施設入居者生活介護の指定ありを除く入所定員に12を乗じて得た数で除して得た額（10円未満四捨五入）により算定する。

ウ 入所者処遇特別加算 当該年度の4月1日現在又は年度途中で雇用する場合は、その雇用する時点において原則として満60歳以上65歳未満の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持している身体障害者、都道府県知事が発行する療育手帳若しくは判定書を所持している知的障害者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭の母、父子家庭の父若しくは寡婦を非常勤職員として雇用している養護老人ホームであって、加算対象として認定する施設の加算年額単価を当該年度の3月1日現在の入所者数により除して得た額（10円未満四捨五入）により算定する。なお、加算は3月分に限る。

年間総雇用時間数	1施設当たり加算年額（円）
400時間以上800時間未満	435,000
800時間以上1,200時間未満	726,000
1,200時間以上	1,016,000

エ 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している養護老人ホームであって、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設について、次の（ア）に掲げる事業のうち市長が必要と認めた事業の加算額の総額（加算総額は75万円以内とする。ただし、下表のc 総合防災対策強化事業の事業を行わない場合は50万円以内とする。）を、入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額（10円未満四捨五入）。なお、加算の対象として算定する経費は（イ）に掲げるとおりとする。

（ア） 対象事業

事業の種類及び内容		加算額（円）
a 社会復帰等自立促進事業	施設入所者社会復帰促進事業	300,000以内
	心身機能低下防止事業	300,000以内
	処遇困難事例研究事業	300,000以内
b 専門機能強化事業	介護機能強化事業	150,000以内
	機能回復訓練機能強化事業	150,000以内
	技術訓練機能強化事業	150,000以内
	高度処遇強化事業	150,000以内
c 総合防災対策強化	入所施設	450,000以内

事業	通所・利用施設	150,000以内
----	---------	-----------

(イ) 対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）
役務費（通信運搬費）
旅費
謝金
備品購入費
原材料費
使用料及び賃借料
賃金（総合防災対策強化事業に限る。）
委託費（総合防災対策強化事業に限る。）

オ 民間施設給与等改善費 地方公共団体を除く団体が経営する養護老人ホーム（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合について、「一般事務費」の月額及び民間施設給与等改善費、介護保険料加算及び介護サービス利用者負担加算を除く「特別事務費」の月額の合算額に、次の（ア）、（イ）において該当するものの合算した加算率を乗じて得た額（1円未満切捨て）により算定する。

(ア) 基本分

区分	職員一人当たりの平均勤続年数	基本分加算率	うち人件費分	うち管理費分
A階級	14年以上	16%	14%	2%
B階級	12年以上14年未満	15%	13%	2%
C階級	10年以上12年未満	13%	11%	2%
D階級	8年以上10年未満	11%	9%	2%
E階級	6年以上8年未満	9%	7%	2%
F階級	4年以上6年未満	7%	5%	2%
G階級	2年以上4年未満	5%	3%	2%
H階級	2年未満	3%	1%	2%

(イ) 管理費特別加算分

入所者処遇等（給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等）が特に優良と認められる養護老人ホーム	1%
重度障がい者、重複障がい者等処遇困難な者を多数受け入れている	

る養護老人ホーム	
施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している養護老人ホーム	
特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている養護老人ホーム	
前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる養護老人ホーム及び前年度決算において不足金が生じた養護老人ホームであって、真に財政面で経営が困難であると認められる養護老人ホーム	
上記の外、市長が特に必要と認めた養護老人ホーム	

カ 処遇改善加算 入所者 1 人につき、当該年度の 4 月 1 日時点における支援員及び支援員に準ずる職員の数（特定施設入居者生活介護を担当する支援員及び支援員に準ずる職員を除く。）に 9, 0 0 0 円を乗じ、前年度の月平均入所者数（前年度の各月初日の入所者数の合計数を 1 2 で除して得た数（小数点以下の端数があるときは、切り捨てる。）をいう。）で除して得た額（1 円未満の端数があるときは、切り上げる。）により算定する。

キ 介護保険料加算 入所者で、老人福祉法による措置費の徴収に関する規則（昭和 5 5 年 9 月 1 7 日要綱第 2 6 号）（以下「徴収に関する規則」という。）に定める対象収入による階層区分の 1 階層の適用を受ける者のうち介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）における第 1 号被保険者に該当する者が支払うべき介護保険料月額相当額

ク 老人短期入所加算 老人短期入所による措置が行われた養護老人ホームについて、対象となる入所者 1 人につき 1 日当たり 3 0 0 円

ケ 介護サービス利用者負担加算 入所者のうち、介護保険サービスを利用した当該入所者が支払うべき当該サービスの利用に係る利用者負担額に、徴収に関する規則に定める階層区分に応じて、次の表に定める支弁割合を乗じた額（1 円未満切上げ）により算定する。ただし、階層区分が 3 9 階層の者に係る介護サービスの利用料については、全額自己負担を原則とするが、これにより、当該入所者の経済状況が加算を受ける他の入所者と比較し、不合理であると市が認めるときは、3 8 階層の支弁割合を上限に加算を行うことができる。

階層区分	支弁割合
1	1 0 0 %
2 ～ 2 2	9 9 %

2 3	9 5 %
2 4	9 1 %
2 5	8 6 %
2 6	8 1 %
2 7	7 6 %
2 8	7 1 %
2 9	6 6 %
3 0	6 5 %
3 1	6 4 %
3 2	6 3 %
3 3	6 2 %
3 4	5 7 %
3 5	5 4 %
3 6	5 1 %
3 7	4 8 %
3 8	4 5 %
3 9	0 %

3 生活費は、次の各号に掲げる一般生活費及び加算の合算額とする。ただし、月の中途において新たに措置を開始又は廃止した場合の当該月における生活費は、算定した生活費（期末加算及び被服費加算を除く）の額に、当該月の実措置日数を当該月の実日数で除して得た額を乗じて得た額（1円未満切捨て）により算定する。

(1) 一般生活費は、次の表に掲げる額とする。

区分		額
養護老人ホーム	甲地	5 7, 1 2 0 円
地区別冬期加算 (1 1 月から3 月まで)	Ⅵ区	2, 1 8 0 円
入院した場合の入院患者の日用品費	基準額	2 4, 4 0 0 円
	地区別冬期加算額	生活保護法による保護基準に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算相当額

(2) 期末加算 毎年1 2 月1 日現在における入所者について、入所者1 人当たりの加算月額単価は5, 4 2 0 円とする。ただし、加算は1 2 月分の生活費に限る。

(3) 病弱者加算 入所者のうち、病弱のため当該養護老人ホームの医師の指

示に基づき栄養補給等のために特別の食事の給食を1月以上必要と認められる者について、入所者1人当たりの加算月額単価は13,870円とする。

- (4) 被服費加算 毎年4月1日現在における入所者について、入所者1人当たりの加算月額単価は1,060円とする。ただし、加算は4月分の生活費に限る。

(特別養護老人ホームの措置費)

第4条 法第11条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの措置に係る措置費は、法第11条第1項第2号の措置に要する費用から、法第21条の2の規定に基づき市が支弁することを要しないとされた額を控除した額とする。なお、当該措置に要する費用には、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）を準用して算定した額のほか、当該介護保険施設等における居住費及び食費が含まれる。

(移送費)

第5条 移送費は、次の各号に掲げる移送に必要な最小限度の額とする。

- (1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合
(2) 入所者が医療機関へ入院する場合又は医療機関から退院する場合（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助により移送費を受給する場合を除く。）

(葬祭費)

第6条 法第11条第2項の規定による葬祭に係る措置費は、次の各号により算定した額の範囲内で必要な額とする。

- (1) 基準額 1件当たり203,200円
(2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が630円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
(3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が9,490円を超えるときは、17,180円から9,490円を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。
(4) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が2,100円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。
(5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする場合は、必要最小限度の実費を基準額に加算する。
(6) 遺留金品を充当した場合は、当該充当額を前各号の規定により得た額か

ら控除する。

(措置費月額単価の決定等)

第7条 養護老人ホームの長は、市長の指示に従い、措置費の算定にあたり必要な書類等を提出しなければならない。

2 市長は、年度の当初において、市内に所在する養護老人ホームにおける入所者1人当たりの事務費及び生活費の月額単価を決定し、当該養護老人ホームの長に通知するものとする。この場合において、市外の市町村の長が措置した入所者があるときは、当該入所者に係る事務費及び生活費の月額単価を、当該市町村の長に通知するものとする。

3 前項の規定は、年度の中途において新たに措置を開始する場合において、当該新たに措置する入所者が加算対象者であるときは、当該措置の開始時に加算認定を行い、決定した事務費及び生活費の通知について準用する。

(請求、支弁及び精算)

第8条 養護老人ホームの長は、入所者に係る措置費について、必要な書類を添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、これを審査のうえ、支弁するものとする。

3 養護老人ホームの長は、入所者に係る措置費について、概算払いにより支弁した場合は、必要な書類を添えて市長に精算報告するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。施行日以前は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱による改正後の加古川市老人保護措置費の支弁に関する事務取扱要綱第3条第3項、第6条第1項並びに別表の規定は、令和元年10月1日以後に実施した措置に係る措置費について適用し、同日前に実施した措置に係る措置費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

入所者数 (人)	一般事務費							
	特定施設入居者生活介護の 指定なし			特定施設入居者生活介護の 指定あり				
	人件費 (円)	管理費 (円)	非常勤 医師 人件費 (円)	基本分			支援員分	
				人件費 (円)	管理費 (円)	非常勤 医師 人件費 (円)	人件費 (円)	管理費 (円)
20	193,000	15,600		125,500	10,500		43,100	7,000
21－30	128,700	10,800		83,700	7,300		28,700	4,700
31－40	121,400	9,900		77,100	6,400		32,200	4,000
41－50	116,100	9,200		71,900	5,800		36,900	3,700
51－60	97,400	7,700		60,600	4,900		28,600	3,100
61－70	95,800	7,600		58,000	4,700		30,600	3,000
71－80	93,600	7,200		55,100	4,300		32,100	2,900
81－90	83,200	6,500		49,000	3,900		28,500	2,500
91－100	82,000	6,600		46,900	3,900		29,900	2,500
101－110	84,700	6,700		48,800	3,900		31,100	2,400
111－120	78,800	6,400	2,400	45,900	3,900	2,400	28,500	2,200
121－130	79,300	6,400	2,200	45,600	3,900	2,200	29,600	2,200
131－140	76,800	6,300	2,000	42,300	3,700	2,000	30,600	2,300
141－150	73,600	6,200	1,900	41,500	3,700	1,900	28,500	2,200
151－160	74,800	6,300	1,800	42,000	3,700	1,800	29,300	2,200
161－170	72,900	6,200	1,700	39,600	3,600	1,700	30,100	2,300
171－180	68,900	5,900	1,600	37,400	3,500	1,600	28,500	2,100
181－190	69,800	6,000	1,500	37,600	3,500	1,500	27,900	2,200

※特定施設入居者生活介護の指定を受けている居室に入居している場合で、特定施設入居者生活介護の利用が有る場合は基本分の事務費を一般事務費とする。

※特定施設入居者生活介護の指定を受けている居室に入居している場合で、特定施設入居者生活介護の利用が無い場合は基本分と支援員分の合算額を一般事務費とする。

※入所者数は前年度の平均入所者数とする。